

令和7年度 第1回入札監視委員会議事概要

日 時 : 令和7年7月14日(月) 13時15分～15時45分
場 所 : 四街道市役所 1号棟4階 会議室
出席者 : 村上洋一委員長、喜多紀彦委員、井上克彦委員
事務局 市長、経営企画部長、経営企画部副参事
契約課長、契約課職員2名
発注課 指導課、健康増進課、環境政策課、土木課 各課長及び担当職員

【概 要】

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員長の選出
4. 委員長あいさつ
5. 職員紹介
6. 議題

入札・契約等の実施状況について

- (1) 入札・契約手続の運用状況報告(令和6年度下半期)
 - ・事務局より令和6年10月1日から令和7年3月31日の間に契約課で執行した発注方法・業種別契約件数を報告
- (2) 抽出事業の審議

抽出事業1 教育系パソコン等機器購入

委員 : パソコンは価格の予想が付きやすい物品かと思う。これは教育用ということで市販品と異なる特殊なものか。

指導課 : ビジネス用である。教育用として指定したものではない。

- 委員 : 特殊なものではないのに関わらず、落札率は約 60%で、予定価格と契約金額に大分開きがある。この原因をどのように考えているか。
- 指導課 : 主な要因は 2 点ある。1 つは市場価格変動への対応で、入札公告前の過去実績や見積もりを基に算出しているが、半導体不足などで IT 機器の価格が大きく変動し、種類や導入数の多さも影響したと考える。もう 1 つは競争原理で、公正な入札手続きで競争原理が最大限作用した結果、市場実勢価格に沿った安価な契約が実現したのではないか。
- 委員 : 入札公告の中で、設定作業については不要とするという条件が記載されている。この設定作業は教育委員会で行ったのか。
- 指導課 : 設定については、別途随意契約で落札者の事業者と契約した。
- 委員 : 通常、設定作業を行う業者は調達業者と同一と思うが、設定作業を別の契約にした理由は何か。
- 指導課 : 教育ネットワークの設定は若干特殊であるため、設定委託に関しては随意契約で行うという認識であり、物品の調達については、業者を特定する必要性がないため、入札で行うという考えによるものである。
- 委員 : 設定作業を行う業者はパソコンの調達業者か。
- 指導課 : そのとおりである。
- 委員 : 公平な競争条件に与える影響をどのように考えているか。
- 指導課 : いずれの業者であっても同様の条件で調達を行うため、公平だったと考えている。
- 委員 : 例えば、入札で低価格を提示し、随意契約で利益を得ようとする考えについて懸念はないか。
- 指導課 : 公平に入札されたものと考えている。
- 委員 : 今回、落札価格が低かったが、必要なスペックを満たす機器がきちんと導入されているか。
- 指導課 : 仕様書通りのものが導入されており、問題ない。
- 委員 : 今回の辞退理由は会社都合か。
- 契約課 : そのとおりである。
- 委員 : 入札資格が『一括 500 台以上の納入実績』に限定されているのは、新規参入に不利ではないか。必要台数を履行期間内に導入できれば足りると思うが、なぜ一括納入実績を条件としたのか。
- 指導課 : 500 台という大規模案件であり、金額規模からも相当数の納入となるため、実績を求めた。依頼する立場として、これまでに同様の実績がない事業者に依頼するのは難しいと判断し、500 台の実績を条件とした。
- 委員 : そこが一括である必要はあるのか。というのは、履行期間内に 500 台納入されればいいのかと思う。表現の問題とも言えるが、それは一括とは言えないのか。

- 指導課 : 春先のモデルチェンジ時期に旧型と新型が混在する事態を避けるという点に一括導入とした理由があった。
- 委員 : 実績要件が厳しすぎる。調達できればよく、自治体導入実績に限定する必要はないのでは。教育用パソコンの特性上やむを得ない面もあるが、他条件で代替するなど門戸を広げるべきだと感じる。
- 委員 : 設定作業は不要ということだったので、県内の自治体にこだわる必要はないかと思う。
- 委員 : 今回の更新する理由とはどういったものか。OSの更新時期は影響しているか。
- 指導課 : 機器の老朽化によるところが大きい。
- 委員 : 納期について、令和6年の12月に着手し、期限が令和7年の5月末となっている。納期が年度またぎなのはなぜか。
- 指導課 : 教育現場への設置は夏休み期間中の8月を目標としていたが、設定業者と相談した結果、初期設定期間を確保するため、納入期限を5月末とした。
- 委員 : 予定価格の設定の際に、何者から見積もりを徴取したのか。
- 指導課 : 一者である。
- 委員 : その見積もりは、参加業者とは別の業者から徴取したのか。
- 指導課 : 落札者と同一である。
- 委員 : 複数者から見積もりを徴取すべきではないか。
- 委員 : 本件は参加者数の少なさからして、何らかの参入障壁が存在すると考えられる。したがって、より参入しやすい条件とする工夫が望ましい。
- 委員 : 入札前に同一業者と設定の随意契約が結ばれているが、その業者が仕様等を事前把握し、入札で有利になった可能性はないか。
- 指導課 : 議決を必要とする案件であるため、契約日としては、設定委託の後になっているが、入札を行い、仮契約を締結したのはそれよりも前である。そのため、影響はなかったと考えている。
- 委員 : 参加条件が全般的に厳格であり、競争原理の観点から懸念を抱くものである。今後の改善に向けた検討を要望する。

抽出事業2 がん集団検診業務委託（単価契約）

- 委員 : 高額案件で毎年同一業者が一者入札で落札している。他者参入は困難か。
- 健康増進課 : 他市町村で、同種の委託を受け、請け負う業者はある。しかし、同時期に健診は集中するため、入札参加する業者がいない状況が継続している。
- 委員 : 国または地方公共団体発注の癌検診業務受託を資格要件に設定しているが、例えば民間の会社における実績でも良いのではないか。

- 健康増進課 : スケジュールを詰めても事故を防止する必要があるため、実績のある事業者を選定したいというのが大きな理由である。加えて、本検診は規模が大きいいため、経験と実績を有する事業者が望ましいと考えている。もっとも、要件を厳しく設定することで入札に参加できる事業者が限られてしまうのは本意ではなく、可能な限り価格面でも有利に発注したいとの意向がある。そのため、仕様書の作成にあたっては、幅広い事業者が参入しやすいよう配慮している。
- 委員 : 担当課の立場は理解するが、競争性を働かせ安価に発注する工夫が必要である。質を担保しつつ他業者も参加できるよう、入札要件に反映してほしい。例えば大規模診療の実績件数を明確にすることが考えられる。
- 委員 : 入札書の提出期間が、たった1日しかないのは短すぎると思うがどうか。
- 契約課 : 入札書提出期間を1日としているのは、参加者が期限までに金額を決定済みで、提出のみを行えばよいためである。他の案件でも提出期間は概ね1日程度に設定されている。
- 委員 : 予定価格の設定にあたっては、見積もりを取っているのか。
- 健康増進課 : 二者から見積もりを徴取し、基本的には、二者の単価の平均に近い金額で積算している。
- 委員 : 個人的には徴取した見積もりの中で最も安い金額で設計をするように思うがどうか。
- 健康増進課 : 健診については大幅な差があることも少なくないため、平均をとっているが、人件費についてはあまり大きな違いがないため、より安価な見積もりを使用して積算している。
- 委員 : 入札のスケジュール次第で見積金額は大きく変わるか。
- 健康増進課 : 複数パターンのスケジュールを提示して見積もりを取っているわけではない。仕様書の中で、例えば胃がん肺がん検診は5月から7月の間、20日間というように示した上で、実際に契約してからその条件で契約した業者と細かい日程を詰めている。
- 委員 : その程度なら入札価格への影響はないと思われる。健診業務には季節的な変動があるため、入札や実施時期を適切に設定してほしい。市内のがん検診時期は既に決まっているのか。
- 健康増進課 : 例年この時期をおおよその目安として、各種健康診断を実施している。
- 委員 : 一者入札が続くなら、一般競争より指名競争の方が参加者確保に有利ではないか。
- 健康増進課 : 別の業者からは、人材やバスの手配が難しいようで他市の健診とのスケジュールの兼合いにより、できるかどうかは保証できないと言われている。案件の性質上、競争原理が働きづらいと思われる。
- 委員 : 業者数が少ないということか。
- 健康増進課 : がん検診は専門部位ごとに専門機材を積んだ検診バスがあり、例えば胃がん検診の場合は、開催規模に応じて2台、3台と複数台を配車する必要がある。同じ検診車を繰り返し使用すればよいのではなく、そもそも複数の種類の検診車を保有し、かつ同一種類の検診バスを複数台以上確保していなければ検診を実施できない。このこと

が、入札に手を挙げにくい理由の一つと考えられる。

- 委員 : バスの配車が最も大きな制約要因となり、スケジュールを逼迫させている主要因と考えてよいか。
- 健康増進課 : 大きな要因ではあると考えている。受診者数が極端に少ない日にバスを配車した場合、配車に要する経費を賄うことができない。そのため、他市町村では、バス代については別計上しているところもあると聞いている。
- 委員 : 要は、市は業者に健診能力を求めており、バス代など固定費については、民間企業の費用構造に応じた形で単価でなく定額で提示すべきではないか。
- 委員 : 履行後、評価は行っているか。
- 健康増進課 : 受診内容については精度管理を実施しており、診断内容が適切に行われているかどうかの精度を確認している。例えば、レントゲンを用いた検診においては、事業者が撮影画像の読影を行った後、別の医師による読影を依頼することで精度を高める仕組みを設けている。
- 委員 : 精度管理は、千葉県民保健予防財団ではない業者に依頼しているか。
- 健康増進課 : 他の医療機関の医師に確認してもらっている。
- 委員 : 読影などをする特定の医療機関があるのか。
- 健康増進課 : 年間を通してという形で医療機関は決まっているが、毎年変わっているかどうかは今この場だと不明である。

抽出事業3 市営霊園調整池外周フェンス改修工事

- 委員 : この案件は落札率が100%で、最低制限価格以下の入札により無効になった業者が二者ある。予定価格は事前公表か。
- 契約課 : 予定価格は事前公表である。
- 委員 : 予定価格については事前に把握可能な状況にあり、業者が予定価格と同額で入札した事実は了承した。では、最低制限価格については、応札者が予測することは可能であるのか。
- 環境政策課 : 最低制限価格については、労務単価や資材単価等、県の積算基準に基づき設定しているため、概算額の予測は可能である。今回の入札においては、二者とも当該額を下回る結果となった。
- 委員 : 最低制限価格を見誤ったということか。
- 環境政策課 : そう推察される。
- 委員 : 最低制限価格制度が逆に作用し、効率的な調達が阻害されているように見え、残念である。その点への問題意識や改善策の検討はあるか。

- 契約課 : 最低制限価格制度については、国土交通省が公表している率にあわせて、市でも実施している。独自の率で設定も可能だが、近隣自治体では行っていない。
- 委員 : 最低制限価格が変動しがたいルールで設定されている点は了承した。では、予定価格はより低く設定できたのではないか。
- 環境政策課 : 予定価格については、当課は技師がいないため、管財課の営繕係に価格設計を依頼している。設計は国土交通省や県の積算基準を基に行っている。
- 委員 : 国の積算基準に合わせている点は了承した。最低制限価格制度の運用で不利益が生じている懸念を伝えるとともに、設定に一定の幅を設けることについて検討することを要望する。では、公告にある近接工事等の条件の趣旨は何か。
- 契約課 : 近接工事を施工中の業者は共通仮設費を削減でき有利となるため、公平性確保を目的にこの条件を設定している。近接工事等の要件は全ての工事案件に適用している。
- 委員 : 承知した。
- 委員 : 本工事を実施する必要性について説明を求める。
- 環境政策課 : 工事の目的は、市営霊園に設置されている調整池外周フェンスの交換である。当該フェンスは、平成 8 年度にエリアを拡張した際に設置されたものであり、設置から約 30 年が経過している。経年劣化によりフェンスが著しく損耗していたため、管理者と協議のうえ、再設置の必要性があるとの判断に至り、今回の工事を実施した。
- 委員 : 通常は水は入っていないのか。
- 環境政策課 : 水は入っていないが事故が起きてからでは遅いため、令和 6 年度内に発注及び設置を実施した。
- 委員 : 工期の基準についても国交省から標準が出ているのか。
- 環境政策課 : 設計を所管する管財課に確認のうえ工期を設定していることから、当該工期は妥当なものである。
- 委員 : 国交省では、公共工事の重要性から品質確保を通じて担い手の育成に取り組んできたと認識している。一方で、最低制限価格を下回る過度な低額入札には事業者の健全性への懸念がある。
- 契約課 : 国と県からの通知を受け、技能労働者の適正な賃金水準の確保について、全庁に周知している。
- 委員 : 実際には施工能力を有する事業者が、最低制限価格を下回ったことにより無効となってしまう現行の制度については、改善の余地があるのではないか。
- 委員 : 担当課として適正な施工能力を有すると把握している事業者が、入札に真摯に取り組んだにもかかわらず失格となる状況は、制度上の課題を示すものと考えられ、望ましくない事態である。
- 委員 : 制度の見直しの機会があれば検討してほしい。
- 委員 : 完成検査の結果は特に問題はないか。
- 環境政策課 : 問題はない。

- 委員 : 見積もりに基づき単価を設定する部分があるのであれば、提示された見積もりのうちより低額のものを採用する等の方法を講じてはどうか。
- 契約課 : 最低制限価格制度は令和 6 年 1 月に導入したが、国や県の動向や当市のデータを踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。
- 委員 : 意欲を有する事業者が失格となることのないよう、適切に対応されたい。

抽出事業 4 旭中学校区通学路安全対策工事

- 委員 : 落札率 100%だが、この原因は何か。予定価格は公表しているか。
- 契約課 : 予定価格は公表している。
- 委員 : 予定価格と同額での落札となり、他者が全て最低制限価格を下回っている状況である。予定価格の算出方法はどのようなものか。
- 土木課 : 予定価格は国土交通省の公開積算基準に基づき算出している。今回の工事は通学路の外側線をずらして路肩を広げるだけの単純な内容で、工種も二種類のみ。そのため積算すると基本的に予定価格と同額になる。
- 委員 : 国土交通省の積算方法に基づいた予定価格の他に、別に見積もりは徴取しているか。
- 土木課 : ごく一般的な内容のため、県の価格等も既に定められており、徴取していない。
- 委員 : 開札調書を見ると、民間取引では妥当な水準と考えられる価格で入札しても、最低制限価格を下回るため失格となっている状況に見える。この点について改善策の検討はあるのか。
- 土木課 : 当課での改善は難しい。交通安全工事の入札は年に数件しかない。その中で、各社は入札後に情報公開請求し研究しているため、無効の入札は減少傾向にある。ただし、簡単な工事であることから、県の積算基準と異なる基準により積算することは検討していない。
- 委員 : 最低制限価格があるため、結果的に高めの価格で発注しているのではないか。また、事業者の努力によって価格が抑えられているのであれば、市としてもより安価に発注できる方が望ましいのではないか。
- 土木課 : 各事業者が最低制限価格付近で応札できるよう努力しているため、結果として価格が下がっていると考えている。発注に際しては国土交通省の公開積算基準に基づくことが必須であり、国の補助事業は印旛土木事務所による設計審査を経て発注される。独自の基準による積算は補助対象外となるため、市が恣意的に単価を下げることは困難である。過去には交通安全施設工事は請負率が著しく低く、ダンピングや下請けに関する懸念があったことから、市では最低制限価格を設定しており、補助金を伴う公共事業においては基準に基づいた価格で積算し、誰もが適正に落札しうる仕組みとしている。

- 委員 : 国の積算基準に地域差は反映されているのか。
- 土木課 : 積算基準は千葉県で単価等を設定しており、規模や地区で補正率が異なり、内容は年度や事業ごとに変動する。
- 委員 : 市内全域で通学路の安全対策工事を進めているのか。
- 土木課 : 八街市での事故を契機に県内全教育委員会で通学路の緊急合同点検を行い、3年以内に必要な対応は概ね完了した。その後は学校からの報告を基に毎年1〜2路線ずつ合同点検を行い、安全対策を継続している。緊急的な対応は完了しているが、新たな課題は常に生じるため終わりはなく、通学路安全プログラムに基づいて学校・警察・道路管理者と連携し、年1回の点検と改善を繰り返す体制をとっている。
- 委員 : 今回の案件は競争性を確保する目的で地区要件を県内に設定しているが、当該地区要件を定めるにあたり、担当課として線引きは設けているのか。
- 土木課 : 交通安全に特化した業者（入札参加資格：塗装工事）は市内に少ないことから、広く業者を募るため、本工事については県内業者を対象としている。
- 委員 : 担当課に確認する。最低制限価格の率は75から92まで幅があるが、その幅の中でどれを選ぶかはどのように判断しているか。
- 土木課 : 基本的には、要領で定められた算出方法により計算すると、おおむね75から92の範囲に収まり、その数値をそのまま用いている。
- 委員 : 契約課において開札調書の状況を把握した上で、最低制限価格の算定式について調整を検討するのが望ましいと考える。

（3）指名停止の運用状況報告

- ・事務局より、令和6年度下半期について説明

（4）その他 特になし

7. その他

- ・令和6年度下半期の再苦情申立てなし

8. 閉会